

今年度は、町民団体活動を支援するため併せて新設された「安平町まちづくり事業支援交付金」（6 ページに募集要領を掲載）の財源としてこのファンドが活用されます。さらに今後はこのファンドを活用した助成事業の拡大を目指していきます。

### まちづくり事業支援交付金って何かな？

町内の各団体等が行う事業や活動に対する事業支援のため、町から交付金を交付します。



地域づくり、ボランティア団体等の育成事業や地域振興のためのイベント事業、地域文化の継承・活用のための事業など、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対し交付する制度です。

(例) ビューティサポート R234 (写真右)  
ワイワイ祭り (写真下)



▼「安平町まちづくり基本条例」の詳細は、  
広報あびら9月号から特集記事で紹介する  
予定です。

### —まちづくりは町民の皆さまと行政の協働で—

町では、みんなで協働して、活力のある住みよいまちづくりを進めていくための基本ルールとして「安平町まちづくり基本条例」が昨年12月に公布されました。(施行は本年中を予定)

この安平町まちづくり基本条例では、町(役場)の責務として町内団体活動を積極的にサポートすることが規定されています。

地域や町民の皆様のニーズが多様化している今、地域に合ったまちづくりを実現するためには、自治会・町内会をはじめ、公益目的であるNPO法人や任意団体など、様々な町内団体が自主的にまちづくりに取り組んでいただくことが重要であり、すでに様々な団体で特色ある取組みが進められています。

今回創設した「あびらまちづくりファンド」「安平町まちづくり事業支援交付金」など財政的支援だけではない様々な支援を通じ、自主的な活動の促進や地域コミュニティの活性化を目指し、町民の皆さんを応援していきます。